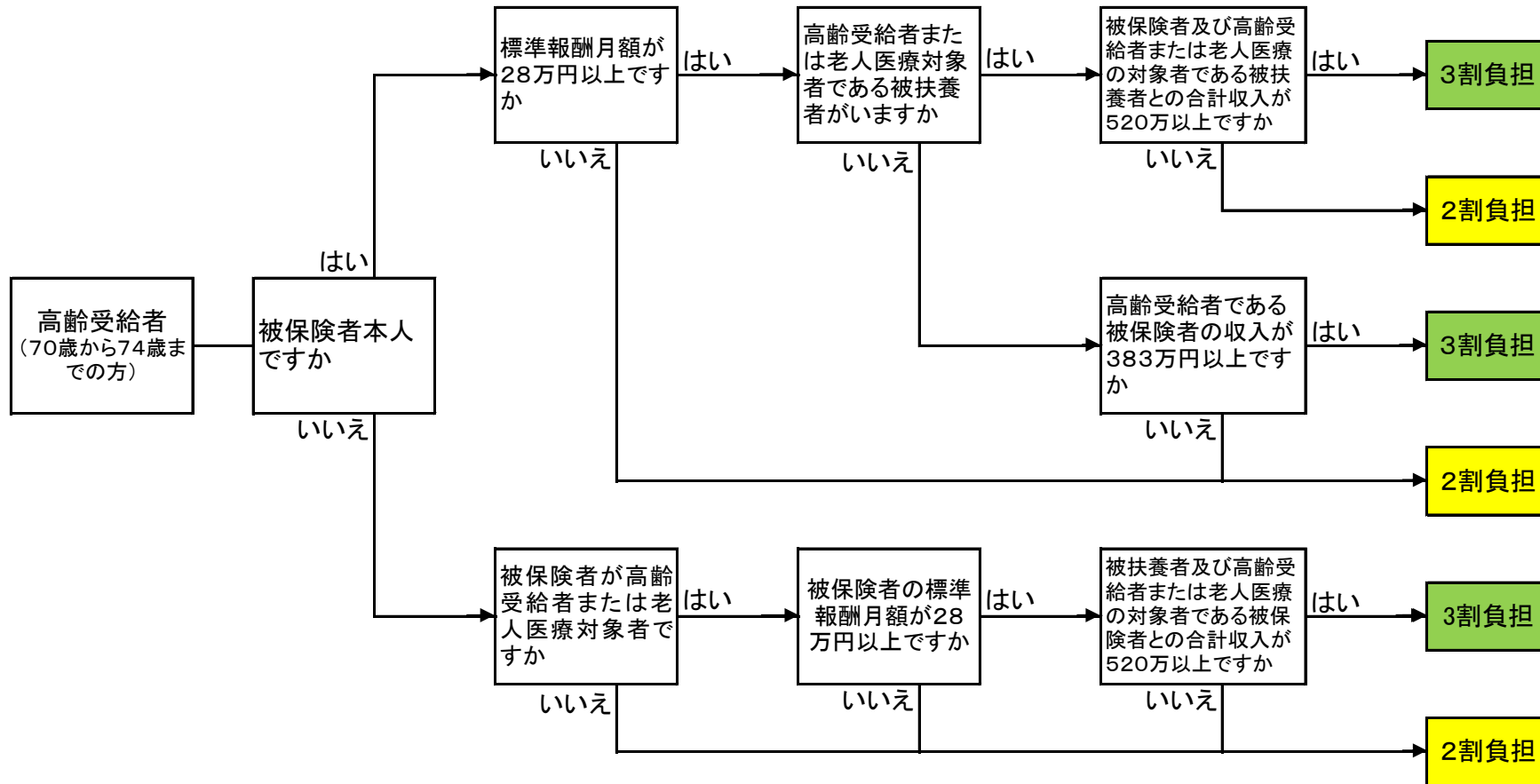


高齢受給者の負担割合の判定(平成26年4月1日以降)



※2割負担該当者のうち、誕生日が昭和19年4月1日までの方は軽減特例措置により1割負担となります。
 ※収入(383万又は520万)の判定は、医療機関等の受診月が1～8月の場合は前々年の収入が
 9～12月の場合は前年の収入が対象となります。